

ひとり親家庭に関する福祉制度

ひとり親家庭や寡婦の方の自立支援として、就業をはじめ生活全般にわたる相談・指導を実施するとともに、ひとり親家庭への子育てや家事援助、子どもに対する基本的な生活習慣の習得支援や学習支援などの子育て・生活支援、就業支援講習会の開催などの就業支援、児童に対する養育費の確保支援、ひとり親家庭への手当や母子父子寡婦福祉資金の貸付などの経済的支援など、様々な角度から総合的・計画的な援助を国・県・市町村が連携して実施しています。

相談窓口

■ 母子・父子自立支援員による相談

市福祉事務所・県福祉相談センターにおいて、ひとり親家庭や寡婦の方が自立できるよう、生活の安定や子育ての相談、就業に関する相談などを総合的に行っています。(お問い合わせ先はP25 参照)

<主な相談内容>

- ひとり親家庭の生活支援に関する制度紹介や就業支援に関すること。
- 就職に役立つ技能や資格のため各種講座を受講する際の助成に関すること。
【詳しくは、母子・父子家庭自立支援給付金(P6)参照】
- 自立支援と児童の福祉増進のために必要な資金の貸付に関すること。
【詳しくは、母子父子寡婦福祉資金の貸付(P18)参照】



■ その他の相談

女性相談支援員 …… 県女性相談支援センター・県福祉相談センターにおいて、DVに関する相談、女性を取り巻く家庭問題、人間関係、その他生活上の相談などを行っています。

家庭相談員 …… 市福祉事務所・県福祉相談センターにおいて、家庭における児童の養育、人間関係、その他の児童問題などの相談を行っています。

■ 各種相談窓口

種 別	相 談 内 容	相 談 時 間	相 談 窓 口
ひ と り 親 家 庭 相 談	ひとり親家庭及び寡婦の方々の生活全般にわたる各種の相談	月・水・金 午前10時～午後4時 (祝日・年末年始は除く)	愛知母子・父子 福祉センター 電話 052-915-8886
就 業 相 談	就業に関する相談、 職業紹介等	月～金曜日 午前9時30分～ 午後4時30分 (祝日・年末年始は除く)	ガーネットあいち (母子家庭等就業 支援センター) 電話 052-915-8824
養 育 費 相 談	養育費に関する各種相談	月～金曜日 午前10時～午後4時 (祝日・年末年始は除く) ※養育費に関する相談の他、親子交流等の問題も含め相談員が電話相談に応じます	愛知母子・父子 福祉センター 電話 052-915-8816
親 子 の た め の 相 談 LINE	子育ての不安や親子関係の悩みなど	名古屋市以外の 県内にお住まいの方 午前10時～午後8時(毎日) 名古屋市にお住まいの方 24時間 365日	 ID 検索 : @778asdia
子 ども ・ 家 庭 1 1 0 番	子どもに関するあらゆる悩みごと	月～金曜日 午前9時～午後5時 (祝日・年末年始は除く)	電話 052-953-4152
女 性 悩 み ごと 相 談	夫婦、親子、結婚、離婚、DVなどの悩みごと	月～金曜日 午前9時～午後9時 土・日曜日 午前9時～午後4時 (祝日・年末年始は除く)	県女性相談支援 センター 電話 052-962-2527
教 育 相 談 「こころの電話」	青少年と子どもの教育について悩みを持つ保護者からの相談	午前10時～午後10時 (年末年始を除く毎日)	(公財)愛知県 教育・スポーツ 振興財団 電話 052-261-9671
あいち性と妊娠相談 ほっとライン	妊娠・出産、性に関する健康問題等の相談	毎日午後6時～午後10時 (受付時間:24時間)	 ID 検索 : @535vluoc

女性の健康相談	妊娠・出産に関する悩みや、思春期から更年期に至る女性の様々な心やからだの不安や悩みについての相談	月～土曜日 午後1時30分～ 午後4時30分 (祝日・お盆・年末年始は除く)	(公社)愛知県 助産師会 電話 090-1412-1138
あいちこころ ほっとライン365	こころの健康に関する相談	午前9時～午後8時30分 (毎日)	電話 052-951-2881
あいちこころの サポート相談	こころの健康に関するSNS相談 (LINE)	月曜～土曜 20時～24時 (23時30分まで受付) 日曜 20時～翌月曜 8時 (7時30分まで受付)	 ID 検索:@aichi_soudan
	こころの健康に関するSNS相談 (Facebook)	※相談状況については、下記の県webページをご確認ください。 URL: https://www.pref.aichi.jp/soshiki/imu/kokoronosapo-to-line.html	 ID 検索:@aichi_soudan

就業支援

■ ガーネットあいち(母子家庭等就業支援センター)

[所在地：名古屋市北区金田町3-11 電話：052-915-8824]

ひとり親及び寡婦の方の就業を促進するため、無料職業紹介、就業支援講習会の開催、就業情報の提供等一貫した就業支援サービスや養育費の相談などの生活支援サービスを行っています。

① 無料職業紹介(対象者：母子・父子・寡婦)

就職を希望される方に、求人情報の提供、職業紹介を行います。

② 就業支援講習会(対象者：母子・父子・寡婦)

働くための技能を習得する就業支援講習会を実施しています。

講習内容	パソコン講習(初級・中級・仕事に役立つ)・調剤薬局事務・登録販売者・日商簿記3級・介護職員初任者研修・福祉用具専門相談員研修(年によって講習内容には変更があります。)
日程	原則として平日・土曜又は日曜コース週1回 計20～90時間(3～4か月程度)
対象者	母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の方
定員	原則各回20人(応募者多数の場合は抽選。一部の講習では託児サービスがあります。)

申込方法	各講習の募集期間(5月・8月・11月)に、お住まいの市区町村の窓口に備え付けの申込み用紙を市区町村の窓口提出してください。
受講料	無料(ただし、教材費等実費負担があります。)

③ 弁護士相談(対象者：母子・父子・寡婦)

各種の法律相談等を弁護士が行います。相談には、予約が必要です。
 ※養育費や親権など離婚に関する問題については、離婚前の方も対象です。

予約電話 052-915-8862

※月～金曜日(祝日・年末年始は除く)午前9時00分～午後5時30分

④ 養育費相談(対象者：母子・父子・寡婦)

養育費に関する相談のほか、親子交流等の問題も含め相談に応じています。

ひとり親の方だけでなく離婚前の方でも相談していただくことができます。

<電話相談(養育費相談員)>

電話 052-915-8816

月～金曜日(祝日・年末年始は除く)午前10時～午後4時

<面接相談(司法書士等)>

予約制 毎週火曜日(祝日・年末年始は除く)午後1時30分・2時30分

予約電話 052-915-8816・8862

⑤ 母子・父子自立支援プログラム策定事業 (対象者：母子・父子)

ひとり親の方それぞれの状況・ニーズに応じ、自立目標や支援内容等について自立支援プログラムを策定し、きめ細やかで継続的な自立・就労支援を行っていきます。

⑥ 求人情報等配信事業(対象者：母子・父子・寡婦)

各種支援制度、求人情報、生活に役立つ情報等をスマートフォンやパソコンに配信しております。
 (配信を希望する方は、下の二次元コードから公式 LINE に登録する必要があります。)



ID 検索:@262xhmt

⑦ 母子家庭等相談窓口強化事業(対象者：母子・父子・寡婦)

職歴や適性・希望に応じて、職業・生活設計を行い、計画的にスキルアップしていくために、専任の就業支援専門員が就職についての相談に応じ、就職の悩みに具体的なアドバイスをしていきます。

仕事探しのスタートは自分自身を知ることです。

- ◎ どんな仕事に向いているのかわからない。
- ◎ どんな資格をとればいいのかかわからない。
- ◎ 何度面接しても採用されない。
- ◎ 履歴書などの応募書類の書き方がわからない。
- ◎ ワーク・ライフ・バランスについて

そのほか、仕事探しの悩みなど一人では悩まないで、お気軽にご相談ください。

キャリアカウンセリングを受けるには(予約制)

名古屋市・豊橋市・岡崎市・一宮市・豊田市を除く愛知県内にお住まいのひとり親及び寡婦の方

お住まいの住所	相談日
瀬戸市・春日井市・犬山市・江南市・小牧市・稲沢市・ 尾張旭市・岩倉市・豊明市・日進市・清須市・北名古屋市・ 長久手市・東郷町・豊山町・大口町・扶桑町	火・水
津島市・愛西市・弥富市・あま市・大治町・蟹江町・飛島村	火・木
半田市・常滑市・東海市・大府市・知多市・阿久比町・東浦町・南知多町・ 美浜町・武豊町	火・水
碧南市・刈谷市・安城市・西尾市・知立市・高浜市・ みよし市・幸田町	木
豊川市・蒲郡市・田原市・新城市・設楽町・東栄町・豊根村	金
県下全域 (名古屋市・豊橋市・岡崎市・一宮市・豊田市を除く)	月

予約窓口

ガーネットあいち(母子家庭等就業支援センター)

電話 052-915-8824

[時間] 平日(月～金) 午前9時30分～午後4時30分

相談場所

●お住まいの市町村役場 又は

●ひとり親向け就業相談窓口(愛知県出来町庁舎1階)

場所:名古屋市東区出来町 2-8-21 ※JR大曾根駅から約450m

予約方法

- ① まずは、ガーネットあいち(母子家庭等就業支援センター)へお電話ください。
- ② 電話口にて、「キャリアカウンセリングの予約を取りたいのですが・・・」とお伝えください。
- ③ 担当者が上記相談日でご希望の日時を伺います。その上で、現在の予約状況にあわせて双方の都合のいい予約日を決定します。
※この際に予約当日にご持参いただく書類などがある場合はその旨をお伝えします。
- ③ ご相談時間は1回30分～45分程度です。(相談内容によって異なります)

■ 母子・父子家庭自立支援給付金

県内の町村にお住まいの母子家庭の母又は父子家庭の父が就職に役立つ技能や資格の取得のため各種講座を受講する場合や、各種学校等の養成機関で修業する場合などに、次の給付金を支給する制度です。なお、いずれも事前相談が必要であり、児童扶養手当受給相当の所得要件等があります(p23参照。)

① 自立支援教育訓練給付金

経済的自立のため、県指定の職業能力開発講座を受講後に支給しています。

対象講座	① 雇用保険の一般教育訓練給付の指定講座 ② 雇用保険の特定一般教育訓練給付の指定講座※ ③ 雇用保険の専門実践教育訓練給付の指定講座※ ※専門資格の取得を目的とする講座に限る。
支給額	【雇用保険非該当者】 対象講座の受講料の6割相当額 (上限 20 万円。下限 1万2千1円。ただし、上記③を受講する場合の上限は、修業年数×40 万円(上限160万円)下限 1万2千1円。) ※対象講座③について、今後、資格取得後、訓練終了日から1年以内に就職等した場合に追加で 2.5 割の支給が可能となる制度改正が行われる予定。 【雇用保険該当者】 上記金額から、雇用保険の教育訓練給付金の額を差し引いた額
事前相談	講座の受講開始前に、受講予定講座の指定を受ける必要があります。

※今後、「児童扶養手当受給相当」の所得要件が撤廃される一方で、自立を図るための活動を行うこと(自立支援プログラムの策定等)が要件とされる予定。

② 高等職業訓練促進給付金

就職に有利な資格取得と経済的自立のため、カリキュラムが6ヵ月以上の養成機関で修業する場合に支給しています。

対象資格	看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、作業療法士、理学療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師 等
支給期間	修業期間の全期間(上限 48 ヶ月)
支給額	市町村民税 非課税世帯 月額 100,000 円 課税世帯 月額 70,500 円 なお、修学期間の最後の 12 ヶ月は、支給額が増額されます。 非課税世帯 月額 140,000 円 課税世帯 月額 110,500 円

※今後、「児童扶養手当所得制限水準」を超過した場合であっても、1 年に限り引き続き給付対象とする旨の要件緩和が行われる予定。

③ 高等職業訓練修了支援給付金

養成機関の「修業開始日」及び「修了日」において一定の要件を満たす場合に、修業期間修了後支給します。

支給額	市町村民税 非課税世帯	50,000 円
	課税世帯	25,000 円

※令和6年8月から、「児童扶養手当所得制限水準」を超過した場合であっても、1年に限り引き続き給付対象とする旨の要件緩和が行われる予定。

④ 高卒認定試験合格支援給付金

高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合において、対策講座の受講時等に支給しています。※ひとり親家庭の児童も対象となります。

対象講座	民間事業者などが実施する高卒認定試験対策講座 (高等学校等就学支援金制度の対象となる場合は対象外)
支給額	ア 高卒認定試験受講開始時 対象講座の受講料の4割相当額(上限 20 万円、下限 4 千 1 円) イ 高卒認定試験受講修了時 対象講座の受講料の1割相当額(アと合わせて上限 25 万円、下限 4 千 1 円) ウ 高卒認定試験合格時 対象講座の受講料の1割相当額(ア、イと合わせて上限 30 万円) (受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験に全科目合格した場合に限られます。)※通信制の場合は、上限額がそれぞれ半額となります。
事前相談	講座の受講開始前に、受講予定講座の指定を受ける必要があります。

※令和6年8月から、「児童扶養手当受給相当」の所得要件が撤廃される一方で、自立を図るための活動を行うこと(自立支援プログラムの策定等)が要件とされる予定。

【全てのお問い合わせ先】 市にお住まいの方・・・お住まいの市役所(P25 参照)
町村にお住まいの方・・・県福祉相談センター(P24 参照)

■ 高等職業訓練促進資金の貸付

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親の方に対し、貸付を行います。

① 対象者

高等職業訓練促進給付金の支給を受ける母子家庭の母又は父子家庭の父

② 貸付金の種類

貸付金の種類	貸付金額	申請期限
【入学準備金】 養成機関の入学時に必要となる経費	上限 50 万円	養成機関に入学した日から起算して11月を経過した日の属する月の末日
【就職準備金】 養成機関を修了し、かつ、資格を取得した場合に、就職にあたって必要となる経費	上限 20 万円	養成機関を卒業した日又は資格を取得した日のいずれか遅い日から起算して11月を経過した日の属する月の末日

※保証人がいない場合は有利子

③ 返還免除

養成機関を修了し、かつ、資格を取得した日から1年以内に資格を活かして就職し、継続して5年間従事した場合に貸付金の返還を免除します。

【お問い合わせ先】

社会福祉法人 愛知県母子寡婦福祉連合会 電話 052-915-8862

(月曜日～金曜日 午前9時～午後5時30分)

■ ひとり親家庭住宅支援資金の貸付

就労を通じた自立に向けて意欲的に取り組んでいるひとり親の方々に対し、住居の借上げに必要なとなる資金について、貸付を行います。

① 対象者

次のいずれにも該当する母子家庭の母または父子家庭の父

ア 児童扶養手当の支給を受けているか、同等の所得水準にある方

※今後、「児童扶養手当所得制限水準」を超過した場合であっても、1年に限り引き続き給付対象とする旨の要件緩和が行われる予定。

イ 母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向け意欲的に取り組む方

② 貸付額

月上限4万円×12か月

③ 返還免除

1年以内に母子・父子自立支援プログラムで定めた目標に合致した就職又は転職をし、就労を1年間継続した場合に貸付金の返還を免除します。

【お問い合わせ先】

社会福祉法人 愛知県母子寡婦福祉連合会 電話 052-915-8862

(月曜日～金曜日 午前9時～午後5時30分)

■ 通勤定期の運賃の割引

児童扶養手当の支給を受けている世帯は、旅客鉄道会社(JRの鉄道)の通勤定期旅客運賃が3割引となります。(通学定期は対象外)

<利用方法> お住まいの市町村等で「特定者資格証明書」「特定者用定期乗車券購入証明書」の発行を受けてください。

■ その他の就業相談などを行う機関

相談機関	相談内容	相談場所		
		名称	所在地	電話
公共職業安定所 (ハローワーク)	職業相談、職業紹介など	名古屋中	名古屋市中区	052-855-3740
		名古屋南	名古屋市熱田区	052-681-1211
		ハローワークがなるみ	名古屋市緑区	052-629-4151
		名古屋東	名古屋市名東区	052-774-1115
		豊橋	豊橋市大国町	0532-52-7191
		岡崎	岡崎市羽根町	0564-52-8609
		一宮	一宮市八幡	0586-45-2048
		半田	半田市宮路町	0569-21-0023
		瀬戸	瀬戸市東長根町	0561-82-5123
		豊田	豊田市常盤町	0565-31-1400
		津島	津島市寺前町	0567-26-3158
		刈谷	刈谷市若松町	0566-21-5001
		碧南出張所	碧南市浅間町	0566-41-0327
		西尾	西尾市熊味町	0563-56-3622
		犬山	犬山市松本町	0568-61-2185
		豊川	豊川市千歳通	0533-86-3178
		蒲郡出張所	蒲郡市港町	0533-67-8609
新城	新城市西入船	0536-22-1160		
春日井	春日井市南下原町	0568-81-5135		
マザーズハローワーク マザーズコーナー	主に、子育てしながら就職を希望する方を対象とした就職支援(職業相談、職業紹介等)	あいちマザーズハローワーク 名古屋市中区錦 2-14-25(ヤマイチビル 3階) 電話 052-855-3780 マザーズコーナー設置公共職業安定所 名古屋東、豊橋、刈谷、春日井、一宮		
あいち労働総合支援フロア		名古屋市中村区名駅 4-4-38 (ウインクあいち 17階)		
	求人情報の検索及び職業紹介など 相談員や弁護士による労働相談	就労支援コーナー(ハローワーク)		052-533-0890
		労働相談コーナー		052-589-1405
キャリアサポート センターあいち	職業適性検査を活用した相談 在宅就業の相談・あっ旋 就労を支援するセミナーの開催	職業適性相談		052-485-7155
		在宅就業相談		052-562-5016
		就労支援セミナー		052-485-7156
あいち子育て女性再 就職サポートセン ター(ママ・ジョブ・あ いち)	相談・カウンセリング	名古屋市中村区名駅 4-4-38 (ウインクあいち 17階) あいち労働総合支援フロア内		
ヤング・ジョブ・あいち(45歳未満の求職者対象)		名古屋市中区錦 2-14-25 (ヤマイチビル 9階)		
	職業選択サポート、就職相談など	あいち若者職業支援センター		052-232-2352
	職業相談、面接対策などの就職支援 (35歳未満の若年求職者対象)	愛知わかものハローワーク		052-855-3760
	職業相談、面接対策などの就職支援 (新卒及び既卒3年以内の若年求職者対象)	愛知新卒応援ハローワーク		052-855-3750

生活支援

■ ひとり親家庭生活支援事業

母子家庭、父子家庭及び寡婦の方への総合的な支援として、親自身が生活の中で直面する諸問題の解決や児童の精神的安定を図るため、以下の事業を実施しています(実施状況等は市町村ごとで異なります。)

① 家計管理・生活支援講習会等事業

家計管理、子どものしつけ・育児や養育費の取得手続等に関する講習会の開催や個別相談を実施

【お問い合わせ先】 市町村ひとり親家庭福祉担当課(P25 参照)

② 子どもの生活・学習支援事業

ひとり親家庭の子どもに対して、基本的な生活習慣の習得支援、学習支援を実施

【お問い合わせ先】 市町村ひとり親家庭福祉担当課(P25 参照)

■ ひとり親家庭への家庭生活支援員の派遣

(ひとり親家庭等日常生活支援事業)

母子家庭、父子家庭及び寡婦の方が、働くために必要な技能習得のための通学、就職活動や疾病、冠婚葬祭、出張、学校等の公的行事への参加などにより、一時的に日常生活を営むのに支障がある場合に、家庭生活支援員を派遣して家事援助等を行っています(実施状況等は市町村ごとで異なります。)

なお、一定額以上の所得がある方には、一部利用者負担があります。

<支援の内容>

保育、食事の世話、住居の掃除、身の回りの世話、生活必需品の買い物など

【お問い合わせ先】 市町村ひとり親家庭福祉担当課(P25 参照)

■ ひとり親家庭等児童の一時的な養育・保護

保護者が傷病、冠婚葬祭、出張等により家庭における児童の養育を行うことが一時的に困難となった場合に、児童養護施設等において児童の養育・保護を行っています。保護者が預入先の施設等へ連れて行くが困難な時は、自宅を訪問し児童を預かります。この他、入所期間中には通学時の安全確保のための付添支援も行います(実施状況等は市町村ごとで異なります。)。【ショートステイ事業】

また、保護者の仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合、児童養護施設等で児童への生活指導、夕食の提供等を行います(実施状況等は市町村ごとで異なります。)。【トワイライトステイ事業】

なお、一定額以上の所得がある方には、一部利用者負担があります。

【お問い合わせ先】 市町村ひとり親家庭福祉担当課(P25 参照)

■ 税金・年金保険料の軽減

ひとり親家庭や寡婦の方は、所得税や市町村民税、国民年金の保険料が軽減される場合があります。詳しくはお住まいの市町村でお尋ねください。

【お問い合わせ先】 市町村税又は年金担当課

■ その他の生活支援

地域子育て支援拠点	地域の子育て家庭に対して、子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育て等に関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習等を行っています。 【お問い合わせ先】市町村子育て支援担当課
ファミリー・サポート・センター	子育ての援助を受けたい人と援助を行いたい人が会員登録しておき、保育所までの送り迎え、保育所の開始前後や買い物等外出の際に子どもを預かるなど、地域で子育て支援を行う制度(有料) 【お問い合わせ先】市町村子育て支援担当課
病児・病後児保育	保護者が就労している場合等において、病気の回復期に至っていないものの、当面症状の急変が認められない子ども(病児)や病気の回復期にあるが、集団保育が困難な子ども(病後児)を一時的に保育する制度(有料) 【お問い合わせ先】市町村保育担当課

■ 母子・父子家庭等の医療費の公費負担

母子・父子家庭等の健康の保持増進を図るため、医療費の一部を公費で負担しています。

① 支給を受けることができる方

ア 母子家庭又は父子家庭の 18 歳以下(18 歳到達年度の末日まで)の児童とその児童を扶養している母又は父

イ 両親のいない18歳以下(18 歳到達年度の末日まで)の児童

(ただし、一定額以上の所得がある方には支給されません。(P23 参照))

② 支給の内容

医療費・・・医療保険の自己負担額

【お問い合わせ先】 市町村ひとり親家庭福祉担当課 (P25 参照)

住まい

■ 公営住宅への優先入居

○ 県営住宅への入居

母子世帯・父子世帯等の場合、抽選募集において福祉枠で申し込むことができます。福祉枠で申し込みをすると抽選番号が2つ与えられるため、福祉枠で落選した場合であっても、一般区分の申込者と合わせて再度抽選に参加することができます。

入居できる方	20歳未満の子を扶養しているひとり親家庭の方。 ただし、前年の収入が一定額以上ある場合は入居できません。
入居募集の時期	年3回(5月・9月・1月)の定期募集(抽選)と常時募集(先着順)を行っています。

【お問い合わせ先】 愛知県住宅供給公社各住宅管理事務所(P25 参照)

○ 市町営住宅への入居

市町営住宅についても、母子世帯・父子世帯等への優遇措置を行っているところがあります。お住まいの市役所・町役場へお問い合わせください。

■ 県営住宅の家賃の減額

収入が一定の基準を下回る方は、家賃が減額される制度があります。

【お問い合わせ先】 愛知県住宅供給公社各住宅管理事務所(P25 参照)

■ 母子生活支援施設への入所

母子生活支援施設は、生活上のいろいろな問題で児童の養育が十分できない場合、児童と一緒に入所できる施設で県内に13か所あります。

【お問い合わせ先】 市町村ひとり親家庭福祉担当課(P25 参照)

■ セーフティネット住宅

セーフティネット住宅とは、子育て世帯等を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない住まいで、耐震性、一定の面積、設備等の基準を備えた賃貸住宅です。(入居を拒まない住宅確保要配慮者の範囲は、住宅ごとに異なります。)

セーフティネット住宅の検索は、ご自宅のパソコンからインターネットで検索することが可能です。

「セーフティネット住宅情報提供システム」

URL: <https://www.safetynet-jutaku.jp>



教 育

お通いの学校に応じて、次の援助が受けられます。

就学援助制度	小・中学校	児童扶養手当受給者等 ⇒学用品費等・医療費・学校給食費を補助 ※市町村によって異なります
私立小中学校等 授業料軽減補助金	私立小・中学校 中等教育学校 前期課程	入学後に家計の急変があり一定の所得基準を下回った場合、授業料を補助
・授業料等減免制度 ・高等学校等就学 支援金制度	県立高校 ※市立高校に関する ことは、下記【お問 い合わせ先】に記載 された連絡先までお 問い合わせください。	【授業料等減免制度】 市町村民税所得割額が非課税の世帯・児童扶養 手当を全額支給者等 ⇒入学金・授業料が免除されます 【高等学校等就学支援金制度】 市町村民税の課税標準額×6%－調整控除の額 が304,200円未満の世帯等 (指定都市(名古屋市等)の場合は、「調整控除の 額」に3/4を乗じる) ⇒就学支援金が支給され授業料が無償にな ります
・私立高等学校等 授業料軽減補助金 ・私立高等学校等 入学納付金補助金	私立高校 私立専修学校 高等課程 中等教育学校 後期課程	一定の所得基準により、授業料及び入学金を補 助(一部の学種を除く)

※児童扶養手当受給者以外の方でも、所得に応じて上記援助が受けられる場合があります。

【お問い合わせ先】 P25 参照

経済的支援

■ 児童扶養手当

ひとり親家庭の生活の安定と児童の健全育成のため手当を支給する制度です。

① 受給資格者

次の要件に当てはまる 18 歳以下(18 歳到達年度の末日まで)の児童(一定の障害があるときは、20 歳未満)を監護している母及び監護し、かつ生計を同じくしている父、または養育している方に支給されます。

- ア 父母が婚姻を解消した児童
- イ 父又は母が死亡した児童
- ウ 父又は母が重度の障害にある児童
- エ 父又は母の生死が明らかではない児童
- オ 父又は母から引き続き 1 年以上遺棄されている児童
- カ 父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- キ 父又は母が引き続き 1 年以上拘禁されている児童
- ク 婚姻によらないで生まれた児童(※ひとり親)
- ケ その他アからクに該当するか明らかでない児童

★ 次のような場合は手当が支給されません。

【受給資格者が母又は養育者の場合】**児童が**

- ◎ 児童入所施設等に入所、または里親に委託されているとき。
- ◎ 父と生計を同じくしているとき。(重度の障害の状態にあるときを除く。)
- ◎ 母の配偶者(内縁関係も含む)に養育されているとき。
(重度の障害の状態にある父を除く。)

【受給資格者が父の場合】**児童が**

- ◎ 児童入所施設等に入所、または里親に委託されているとき。
- ◎ 母と生計を同じくしているとき。(重度の障害の状態にあるときを除く。)
- ◎ 父の配偶者(内縁関係も含む)に養育されているとき。
(重度の障害の状態にある母を除く。)

手当を受給してから上記のような事由が発生したときは、速やかに市区町村役場に届け出てください。届出をしないで手当の支払を受けた場合は、必ずあとで返還していただくことになります。

② 手当を受ける手続

手当を受けるには、住所地の市区町村役場で認定請求の手続をしてください。

(受給資格があっても、申請の手続をしないと手当は受けられません。)

③ 手当の支払

認定を受けると、認定請求をした日の属する月の翌月分から支給されます。

(毎年5月、7月、9月、11月、1月、3月)の原則 11日に希望する金融機関の口座に振り込まれます。)

④ 手当の額(令和6年4月分から)

区分	全部支給される者	一部支給される者
児童 1 人のとき	月額 45,500 円	月額 45,490 円～10,740 円の範囲
児童 2 人のとき	10,750 円加算	10,740 円～5,380 円加算
児童 3 人以上のとき (1人増すごとに)	6,450 円加算	6,440 円～3,230 円加算

※年平均の消費者物価指数の変動に応じて改定されます。

※令和6年11月支給分(令和7年1月支払い分)から、第3子以降加算額の改定が予定されています。

⑤ 支給制限

受給資格者及びその扶養義務者等の前年の所得が一定額以上ある場合は、その年度(11月から翌年の10月まで)は、手当の全部又は一部が支給停止されます。(P23 参照)受給資格者が公的年金等を受給する場合、児童が公的年金等を受給する場合及び父(母)に支給される公的年金給付の額の加算の対象になっている場合は、手当の全部又は一部が支給停止されます。

◆◆公的年金等の差額支給について◆◆

令和3年3月分(令和3年5月支払)から新たに児童扶養手当の額と障害年金の子の加算部分の額との差額が受給できるようになりました。

⑥ 現況届

受給者は、毎年8月1日から8月31日までの間に現況届を提出することになっています。期限までに必要な書類を添えて、住所地の市区町村役場に届け出てください。

なお、この届出がない場合は、引き続き手当を受けることができなくなりますので、期限内に必ず手続きをしてください。

⑦ 一部支給停止について

児童扶養手当支給開始後5年経過又は、支給要件発生後7年経過した場合に受給者やその親族の障害・疾病等により就業が困難な事情がないにもかかわらず就業意欲がみられない方は、手当の一部(2分の1)が支給停止となりますが、次の適用除外事由に該当する場合は、必要な書類

を提出していただければ、一部支給停止はされません。

一部支給停止適用除外事由

- ① 就業している。
- ② 求職活動等自立を図るための活動をしている。
- ③ 身体上又は、精神上的の障害がある。
- ④ 負傷又は疾病等により、就業することが困難である。
- ⑤ あなたが監護する児童又は親族が障害、負傷、疾病、要介護状態等にあり、あなたが介護する必要があるため、就業することが困難である。

対象となる方は事前に、お住まいの市区町村から「児童扶養手当の受給に関する重要なお知らせ」が送付されますので、それをお読みになり、定められた期限内に必要な手続きをしてください。詳細については、お住まいの市区町村の窓口にお問合せください。

■ 愛知県遺児手当

母子家庭又は父子家庭等の生活の安定と児童の健全育成のため手当を支給する制度です。

① 受給資格者

県内に住所があり、次の要件にあてはまる 18 歳以下(18 歳到達年度の末日まで)の児童(ただし、18 歳到達年度の末日以後、引き続いて中学校又は特別支援学校の中学部に在学する児童を含む。)を監護・養育している方に支給されます。

- ア 父母が婚姻を解消した児童
- イ 父又は母が死亡した児童
- ウ 父又は母が重度の障害にある児童
- エ 父又は母から引き続き 1 年以上遺棄されている児童
- オ 父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- カ 父又は母が引き続き 1 年以上拘禁されている児童
- キ 婚姻によらないで生まれた児童(※ひとり親)

★ 次のような場合は手当が支給されません

児 童 が	◎児童入所施設等に入所又は里親に委託されているとき。 ◎県外に住所があるとき。 ◎父または母の配偶者(内縁関係も含む)に養育されているとき。 (父又は母に重度の障害がある場合は除く。) ◎父または母の死亡について支給される公的年金を受けられることができるとき。 ◎労働基準法等の規定による遺族補償を受けられることができるとき。 ◎父または母に支給される公的年金給付の額の加算の対象となっているとき。
父、母、又は 養育者が	◎県外に住所があるとき。 ◎前に同じ児童について手当を受けたことがあり、支給開始月から起算して5年経過しているとき。(※) ◎公的年金給付を受けられることができるとき。 (老齢福祉年金を除く。)

受給資格者及び
扶養義務者の

◎前年の所得が一定額以上あるとき。(P23 参照)

手当を受給してから前述のような事由が発生したときは、速やかに市区町村役場に届け出てください。(ただし、※の場合は届け出る必要はありません。)届出をしないで手当の支払いを受けた場合は、必ずあとで返還していただくことになります。

② 手当を受ける手続

手当を受けるには、住所地の市区町村役場で認定申請の手続をしてください。

(受給資格があっても、申請の手続をしないと手当は受けられません。)

③ 手当の支払

認定を受けると、認定申請をした日の属する月分から支給されます。

毎年5月(3月・4月分)、7月(5月・6月分)、9月(7月・8月分)、11月(9月・10月分)、1月(11月・12月分)、3月(1月・2月分)の原則25日に希望する金融機関の口座に振り込まれます。

④ 手当の額(児童1人月額)

支給開始1～3年目は4,350円、4～5年目は2,175円、6年目以降は0円

※いったん手当の受給資格を喪失した方が、再び手当を申請された場合は、当初の支給開始月から通算して5年後までの支給となりますので、ご注意ください。

⑤ 所得状況届

受給者は、毎年8月1日から8月31日までの間に所得状況届を提出することになっています。

期限までに必要な書類を添えて、住所地の市区町村役場に届け出てください。

なお、この届出がない場合は、引き続き手当を受けることができなくなりますので、期限内に必ず手続をしてください。

■ 愛知県子育て応援給付金

① 支給対象の方

令和5年4月1日以降に1歳6か月又は3歳に達し、1歳6か月児健診又は3歳児健診を愛知県内の市町村で受診した児童(支給対象児童)を養育している方で、以下の(1)又は(2)に該当する方

- (1) 1歳6か月児健診又は3歳児健診を受診した月分の児童扶養手当を受給している
- (2) 1歳6か月児健診又は3歳児健診を受診した年度(健診を受診した月が4月又は5月の場合は前年度)において、世帯に属する人全てが市町村民税均等割が非課税又は免除され、住民税課税者の被扶養者でない

② 支給額

支給対象児童1人につき、5万円

③ 申請期間

1歳6か月児健診又は3歳児健診を受診した日から起算して6か月以内に申請してください。
申請期間を経過すると支給されません。

④ 支給手続

【あいち電子申請・届出システム】による電子申請又は郵送(紙媒体)による申請をお願いします。
必要書類等の詳細については、県 Web ページ「愛知県子育て応援給付金について」をご覧ください。
URL: <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kosodate/ouenkyuufukin.html>

【お問い合わせ先】「愛知県子育て応援給付金」コールセンター TEL: 050-9014-8292
午前9時～午後5時まで(土日祝を除く)
※令和7年度以降は電話番号が変更になる場合があります。
その際は、上記 Web ページでお知らせします。

■ 母子父子寡婦福祉資金の貸付

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の方が自ら進んで自立を図り、家庭生活及び職業生活の安定と向上に努めるため、また児童の福祉増進のために必要な資金の貸付を行っています。

① 貸付を受けることができる方

(1) 母子福祉資金

- ア 20歳未満の児童を扶養している配偶者のない女子(母子家庭の母)
- イ アが扶養している子
- ウ 20歳未満の父母のない児童

(2) 父子福祉資金

- ア 20歳未満の児童を扶養している配偶者のない父子(父子家庭の父)
- イ アが扶養している子

(3) 寡婦福祉資金

- ア かつて配偶者のない女子として20歳未満の児童を扶養していたことのある配偶者のない女子(寡婦)
- イ アが扶養している子
- ウ 40歳以上の配偶者のない女子で、母子家庭の母及び寡婦以外のもの
※「配偶者のない」とは、配偶者(事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)と死別や離婚等をしたものであって現に婚姻(事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないもの

② 貸付時期（予定）

(1) 新規貸付 … 年7回(5月、7月、9月、12月、1月、2月、3月)

(2) 継続貸付 … 年4回(5月、8月、11月、2月)

※貸付申請から貸付決定(不承認含む)まで2～3ヵ月を要します。申請にあたりお住まいの市町村担当窓口で事前相談を行う必要があるため、お早めにご相談ください。

③ 貸付金の種類

各資金の詳細については、お住まいの市町村ひとり親家庭福祉担当課(P25 参照)にお問合せください。

資金の種類	資金の内容	貸付限度額 (円)	据置 期間	償還期間 (以内)
事業開始資金	事業を開始するのに必要な設備、材料、商品等の購入資金	3,470,000 (共同して起業する場合 5,220,000)	1年	7年
事業継続資金	現在営んでいる事業を継続するための運転資金又は拡張資金	1,740,000	6ヵ月	7年
技能習得資金	事業開始、就職のために必要な知識、技能を習得するために必要な授業料、材料費、交通費等の資金、又は高等学校に修学する場合に必要な資金(5年以内)	(月額) 68,000 (特別一括 816,000) (運転免許 460,000)	1年	20年
就職支度資金	就職するために必要な被服、身の回り品等の購入資金	105,000 (特別 340,000)	1年	6年
住宅資金	現在住んでいる住宅を増、改築及び補修するために必要な資金、又は自ら居住する住宅の建設・購入するために必要な資金	1,500,000 (特別2,000,000)	6ヵ月	6年 (特別7年)
転宅資金	住居の移転に伴う敷金、権利金等の一時金にあてるための資金	260,000	6ヵ月	3年
医療介護資金	医療及び介護を受けるのに必要な資金の自己負担分等にあてるための資金	医療 340,000 (特別 480,000) 介護 500,000	6ヵ月	5年
生活資金	①技能習得期間中②医療若しくは介護を受けている期間中③失業している期間中(1年以内)④母子家庭若しくは父子家庭になって7年未満の生活安定期間中の生活資金 ※1年以内に就職する見込みがあること	① 141,000 ②③④ 108,000 生計中心でない場合 72,000	6ヵ月	①20年 ② 5年 ③ 5年 ④ 8年
結婚資金	児童又は子が婚姻するのに必要な資金	320,000	6ヵ月	5年

修学資金	高等学校、大学、大学院、専修学校就学中の学資等に必要な資金	(別表参照)	6ヵ月	20年 専一般5年
就学支度資金	小学校、中学校、高等学校、大学、大学院、専修学校、修業施設へ入学及び入所する際の入学資金		6ヵ月	(就学)20年 (修業)5年
修業資金	事業開始、就職のために必要な知識、技能を習得するのに必要な授業料、材料費、交通費等の資金(修業施設在学学生)	(月額 68,000) (特別 460,000)	1年	20年

注)特別貸付の適用基準

住宅資金:災害時により特に必要と認められる場合及び老朽等により増改築を行う場合

医療介護資金:所得税非課税世帯

技能習得資金:年度初め等に必要額が貸付限度額の月額を超える場合又は
自動車運転免許取得の場合

修業資金:高校3年在学時に就職を希望する児童で、就職に際し自動車運転
免許の取得が必要な場合

就職支度資金:通勤のために自動車が必要であると認められる場合

別表(修学資金限度額表 年収 900 万円以下)

(単位:円)

			1年	2年	3年	4年	5年	
修 学 資 金	高等学校 専修学校 (高等課程)	国公立	自 宅	27,000	27,000	27,000		
			自 宅 外	34,500	34,500	34,500		
		私 立	自 宅	45,000	45,000	45,000		
			自 宅 外	52,500	52,500	52,500		
	高等専門学校	国公立	自 宅	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500
			自 宅 外	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500
		私 立	自 宅	48,000	48,000	48,000	98,500	98,500
			自 宅 外	52,500	52,500	52,500	115,000	115,000
	短期大学	国公立	自 宅	67,500	67,500			
			自 宅 外	96,500	96,500			
		私 立	自 宅	93,500	93,500			
			自 宅 外	131,000	131,000			
	専修学校 (専門課程)	国公立	自 宅	67,500	67,500			
			自 宅 外	78,000	78,000			
		私 立	自 宅	89,000	89,000			
			自 宅 外	126,500	126,500			
大 学	国公立	自 宅	71,000	71,000	71,000	71,000		
		自 宅 外	108,500	108,500	108,500	108,500		
	私 立	自 宅	108,500	108,500	108,500	108,500		
		自 宅 外	146,000	146,000	146,000	146,000		
大 学 院	修士課程 (博士前期課程)	—	132,000	132,000				
	博士課程	—	183,000	183,000	183,000			
専修学校 (一般過程)	—	—	54,000	54,000				

※新制度による支援が受けられる場合の限度額(以下「新制度調整後限度額」)

= 上記限度額-(新制度による授業料等の減免額/12+給付型奨学金の給付月額)

別表(修学資金限度額表 年収 900 万円超)

(単位:円)

			1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	
修 学 資 金	高等学校 専修学校 (高等課程)	国公立	自 宅	27,000	27,000	27,000		
			自 宅 外	34,500	34,500	34,500		
		私 立	自 宅	45,000	45,000	45,000		
			自 宅 外	52,500	52,500	52,500		
	高等専門学校	国公立	自 宅	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500
			自 宅 外	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500
		私 立	自 宅	48,000	48,000	48,000	89,000	89,000
			自 宅 外	52,500	52,500	52,500	102,500	102,500
	短期大学	国公立	自 宅	67,500	67,500			
			自 宅 外	86,500	86,500			
		私 立	自 宅	86,500	86,500			
			自 宅 外	110,500	110,500			
	専修学校 (専門課程)	国公立	自 宅	67,500	67,500			
			自 宅 外	77,500	77,500			
		私 立	自 宅	84,500	84,500			
			自 宅 外	108,500	108,500			
	大 学	国公立	自 宅	69,500	69,500	69,500	69,500	
			自 宅 外	92,500	92,500	92,500	92,500	
私 立		自 宅	95,000	95,000	95,000	95,000		
		自 宅 外	121,000	121,000	121,000	121,000		
大 学 院	修士課程 (博士前期課程)	—	132,000	132,000				
	博士課程	—	183,000	183,000	183,000			
専修学校 (一般過程)	—	—	54,000	54,000				

※新制度調整後限度額 = 上記限度額-(新制度による授業料等の減免額/12
+ 給付型奨学金の給付月額)

別表(就学支度資金限度額表)

(単位:円)

就学支度資金	(ア) 小学校	64,300		
	(イ) 中学校	81,000		
	(ウ) 高等学校 専修学校(高等課程)		国公立	私立
		自 宅	150,000	410,000
		自 宅 外	160,000	420,000
	(エ) 大学、短期大学、 高等専門学校、 専修学校(専門課程)	自 宅	410,000	580,000
		自 宅 外	420,000	590,000
	(オ) 大学院	—	380,000	590,000
	(カ) 専修学校(一般課程)	自 宅	150,000	
		自 宅 外	160,000	
修業施設に入所する場合	中学卒業生 上記(ウ)の国公立又は(カ)に準ずる			
	高等学校卒業生 自宅 272,000 自宅外 282,000			

※新制度調整後限度額 = 上記限度額 - 新制度による授業料等の減免額 - 給付型奨学金の減免額

④ 貸付金の償還(返還)

- (1) 償 還 方 法 … 月賦、半年賦、年賦のいずれかによる
- (2) 違 約 金 … 延滞した償還元利金額に対し、年3%(令和2年3月 31 日までは年5%)の割合で延滞期間に応じて発生

⑤ その他

- ・ 原則として連帯保証人が必要となります。
また、修学資金等については児童又は子等が連帯借受人となります。
- ・ 貸付申請には、戸籍謄本等の添付書類が必要です。
- ・ 貸付について審査を行いますので、必ず貸付を受けることができるとは限りません。
また、御家庭の収支状況について詳しくお伺いすることがあります。原則無利子ですが、一部有利子(1.0%)となる場合があります。

各種制度の所得制限

母子・父子家庭自立支援給付金、手当等の制度については、受給資格者やその扶養義務者などの所得が多いときは、受給することができない場合があります。

なお、児童の父(又は母)から支払われる養育費についてはその金額の8割が所得に加算されます。

＜所得制限の一覧＞（令和6年4月現在）

区 分		扶養家族数				4 人 目 以 降 加 算 額 円	
		0 人	1 人	2 人	3 人		
母 子 ・ 父 子 家 庭 自 立 支 援 給 付 金		円 1,920,000	円 2,300,000	円 2,680,000	円 3,060,000	円 380,000	
児 童 扶 養 手 当	受 給 資 格 者 ※1	全 部 支 給	490,000	870,000	1,250,000	1,630,000	380,000
		一 部 支 給 停 止	1,920,000	2,300,000	2,680,000	3,060,000	380,000
	配 偶 者 ※2 扶 養 義 務 者 ※3	2,360,000	2,740,000	3,120,000	3,500,000	380,000	
愛 知 県 遺 児 手 当	受 給 資 格 者 ※1	1,920,000	2,300,000	2,680,000	3,060,000	380,000	
	配 偶 者 ※2 扶 養 義 務 者 ※3	2,360,000	2,740,000	3,120,000	3,500,000	380,000	
母 子 ・ 父 子 家 庭 医 療		1,920,000	2,300,000	2,680,000	3,060,000	380,000	

注1) 児童扶養手当(受給資格者)及び愛知県遺児手当(受給資格者)について、令和6年11月支給分(令和7年1月支払い分)から所得制限額の引き上げが予定されています。

注2) 母子・父子家庭自立支援給付金については、今後以下の変更が予定されています。

- ・所得制限の撤廃(自立支援教育訓練給付金、高卒認定試験合格支援給付金)
- ・所得制限額の引き上げ(高等職業訓練促進給付金、高等職業訓練終了支援給付金)

注3) 母子・父子家庭医療について、令和6年11月以降に使用する受給者証から所得制限額の引き上げが予定されています。

注4) 受給資格者の所得で、扶養親族等に老人控除対象配偶者又は老人扶養親族がある場合は1人につきこの額に100,000円が、特定扶養親族等(特定扶養親族又は控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る))がある場合は1人につきこの額に150,000円加算されます。

配偶者、扶養義務者の所得で、扶養親族等に老人扶養親族がある場合は、1人につき(当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき)この額に60,000円が加算されます。

※1 受 給 資 格 者:母子家庭の場合の母、父子家庭の場合の父など。

※2 配 偶 者:父・母に障害がある場合や父母がおらず祖父母等が養育しているような場合。

※3 扶 養 義 務 者:受給資格者と生計を同じくする受給資格者の祖父母、父、母、兄弟姉妹など。

問い合わせ窓口

各制度についての詳しい内容は、市町村、県福祉相談センターの窓口等にお問い合わせください。
(制度によっては、実施していない市町村もありますので、窓口で確認してください。)

<県福祉相談センター>

名 称	電 話
尾張福祉相談センター 地域福祉課	052-961-7211
海部福祉相談センター 地域福祉課	0567-24-2111
知多福祉相談センター 地域福祉課	0569-31-0121
西三河福祉相談センター 地域福祉課	0564-27-2719
豊田加茂福祉相談センター 地域福祉課	0565-33-0294
新城設楽福祉相談センター 地域福祉課 設楽駐在	0536-63-0070
東三河福祉相談センター 地域福祉課	0532-54-5111

<児童相談センター>

名 称	所在地・電話	管轄区域
中 央	〒460-0001 名古屋市中区三の丸 2-6-1 電話 052-961-7250	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、 清須市、北名古屋市、長久手市、 東郷町、豊山町
海 部	〒496-0047 津島市西柳原町 1-14 電話 0567-25-8118	津島市、愛西市、弥富市、あま市、 大治町、蟹江町、飛島村
知 多	〒475-0902 半田市宮路町 1-1 電話 0569-22-3939	半田市、常滑市、東海市、大府市、 知多市、阿久比町、東浦町、 南知多町、美浜町、武豊町
西 三 河	〒444-0860 岡崎市明大寺本町 1-4 電話 0564-27-2779	岡崎市、西尾市、幸田町
豊 田 加 茂	〒471-0024 豊田市瑞穂町 2-5-1 電話 0565-33-2211	豊田市、みよし市
新 城 設 楽	〒441-1326 新城市字中野 6-1 電話 0536-23-7366	新城市、設楽町、東栄町、豊根村
東 三 河	〒440-0806 豊橋市八町通 5-4 電話 0532-54-6465	豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市
一 宮	〒491-0917 一宮市昭和 1-11-11 電話 0586-45-1558	一宮市、犬山市、江南市、稲沢市、 岩倉市、大口町、扶桑町
春 日 井	〒480-0304 春日井市神屋町 713-8 電話 0568-88-7501	春日井市、小牧市
刈 谷	〒448-0851 刈谷市神田町 1-3-4 電話 0566-22-7111	碧南市、刈谷市、安城市、 知立市、高浜市

<市役所>

市町村名	電話
名古屋市子ども未来企画課	052-972-2522
豊橋市子育て支援課	0532-51-2111
岡崎市子育て支援室	0564-23-6000
豊田市子ども家庭課	0565-31-1212
一宮市子育て支援課	0586-28-8100
瀬戸市こども未来課	0561-88-2631
半田市子ども育成課	0569-84-0658
春日井市こども家庭支援課	0568-85-6208
豊川市子育て支援課	0533-89-2133
津島市子育て支援課	0567-24-1111
碧南市こども課	0566-95-9886
刈谷市子育て推進課	0566-62-1061
安城市子育て支援課	0566-71-2229
西尾市家庭児童支援課	0563-65-2179
蒲郡市子育て支援課	0533-66-1108
犬山市子育て支援課	0568-44-0323
常滑市子育て支援課	0569-47-6150
江南市こども未来課	0587-54-1111
小牧市こども政策課	0568-76-1129
稲沢市子育て支援課	0587-32-1111
新城市こども未来課	0536-23-7622
東海市こども課	052-603-2211
大府市こども若者女性課	0562-45-6229
知多市子ども若者支援課	0562-36-2656
知立市子ども課	0566-95-0120
尾張旭市こども課	0561-76-8149
高浜市介護障がいグループ	0566-95-9557
岩倉市こども家庭課	0587-38-5810
豊明市子育て支援課	0562-85-3950
日進市子育て支援課	0561-73-4183
田原市子育て支援課	0531-23-3513
愛西市子育て支援課	0567-55-7118
清須市こども家庭課	052-400-2911
北名古屋市こども家庭課	0568-22-1111
弥富市児童課	0567-65-1111
みよし市こども政策課	0561-32-8034
あま市子ども福祉課	052-444-3173
長久手市子ども家庭課	0561-56-0633

<町村役場>

市町村名	電話
東郷町子育て応援課	0561-38-3111
豊山町子ども応援課	0568-28-0936
大口町こども課	0587-94-1222
扶桑町子ども課	0587-93-1111
大治町子育て支援課	052-444-2711
蟹江町こども福祉課	0567-95-1111
飛島村福祉課	0567-52-1231
阿久比町子育て支援課	0569-48-1111
東浦町児童課	0562-83-3111
南知多町健康こども課	0569-65-0711
美浜町健康・子育て課	0569-82-1111
武豊町子育て支援課	0569-72-1111
幸田町福祉課	0564-62-1111
設楽町町民課	0536-62-0519
東栄町福祉課	0536-76-1815
豊根村住民課	0536-85-1311

<愛知県住宅供給公社>

名称	電話
名古屋尾張	
住宅管理事務所	052-973-1791
〃 一宮支所	0586-28-5411
〃 海部駐在	0567-24-7330
〃 知多支所	0569-23-2716
三河	
住宅管理事務所	0564-23-1863
〃 知立支所	0566-84-5677
〃 豊田加茂支所	0565-34-2001
〃 東三河支所	0532-53-5616

<教育関係お問い合わせ先>

制度名	電話
就学援助制度	通学先の学校又は各市町村教育委員会
公立高等学校授業料等減免制度 公立高等学校等就学支援金制度	通学先の学校
	(県立高校):愛知県教育委員会財務施設課 (電話052-954-6762)
	(名古屋市立高校):名古屋市教育委員会学事課 (電話052-972-3385)
	(豊橋市立高校等):豊橋市教育委員会教育政策課 (電話0532-51-2805)
私立小中学校等授業料軽減補助金	通学先の学校又は愛知県県民文化局
私立高等学校等授業料軽減補助金	学事振興課私学振興室
私立高等学校等入学納付金補助金	(電話052-954-7477)